

燃料研究棟に係る  
保管廃棄施設の追加等について

令和4年9月20日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所 燃料材料開発部

# 1. 概要

使用前確認に係り、令和3年6月4日使用変更許可申請書の変更許可申請を行い(同年8月6日補正申請)、同年11月10日に許可を受けている(原規規発第2111109号)。また、使用変更許可申請書との整合のため令和4年4月25日核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請を行い、同年8月5日に認可を受けている(原規規発第2208053号)。

上記の使用変更許可申請において、以下の見直しを行っている。

- (1) 新型燃料の開発研究の完了に伴う核燃料物質の使用の目的・方法の変更
- (2) 貯蔵容器の金属容器詰替え作業に係る記載の追加
- (3) 貯蔵容器の開封点検の終了に伴う記載の削除
- (4) 保管廃棄施設の追加(使用前確認対象)
- (5) (4)に伴う非破壊計量装置の移設
- (6) 一部のグローブボックスを核燃料物質を取り扱わない維持管理設備へ変更
- (7) 使用を終了した燃料棒貯蔵棚の撤去

このうち、(1)、(2)、(6)については既存の設備を変更しない。(3)は作業を終了するが設備の変更を行わない。

設備の変更を伴う見直しとして、(5)については給排気設備等施設の系統と接続されておらず、線量評価等の安全評価に変更ない。また、(7)については貯蔵室(区画・標識含む)に変更はなく、線量評価等の安全評価に変更ない。以上により、(5)、(7)は核燃料物質の使用等に関する規則第2条の6(使用前確認を要しない場合)第1項第5号に記載の**保全上支障のない変更**と考える。なお、(5)、(7)については使用前検査として移設・撤去後の検査を実施する。

設備の変更を伴う(4)保管廃棄施設の追加については次ページに示す。

使用前確認の対象施設である「廃棄施設(保管廃棄施設)」について、燃料研究棟の112号室を追加する変更を行った。

追加した保管廃棄施設は、変更許可申請書において「壁、床、天井及び鋼製扉により外部と区画する。鋼製扉は施錠し標識を付す。」としている。今回の変更に伴う区画、鋼製扉の施錠に変更は無いものの、標識を付す工事を行う。

なお、保管廃棄施設の追加に伴い、燃料研究棟のその他の施設・設備に影響はない。

本件は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2(使用前検査等)第3項に記載の**使用前確認が必要**と考える。

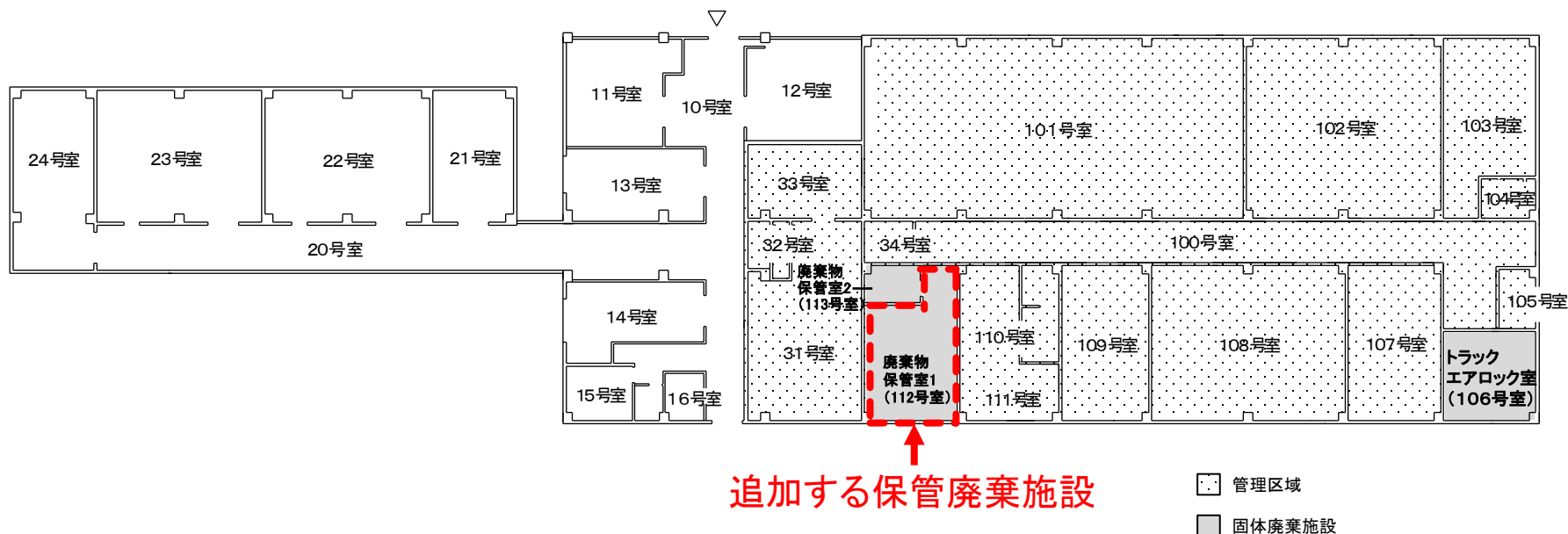


図 固体廃棄施設(保管廃棄施設)の位置

## 2. 使用施設等の技術基準に関する規則への適合性評価

条	見出し	適合性に対する評価
第1条	適用範囲	—
第2条	定義	—
第3条	特殊な設計による使用施設等	—
第4条	核燃料物質の臨界防止	—
第5条	使用施設等の地盤	—
第6条	地震による損傷の防止	—
第7条	津波による損傷の防止	—
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	—
第9条	立入りの防止	—
第10条	使用施設等への人の不法な侵入等の防止	—

条	見出し	適合性に対する評価
第11条	閉じ込めの機能	—
第12条	火災等による損傷の防止	—
第13条	溢水による損傷の防止	—
第14条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	—
第15条	安全避難通路等	—
第16条	使用施設等の機能	—
第17条	材料及び構造	—
第18条	貯蔵施設	—
第19条	汚染を検査するための設備	—
第20条	放射線管理設備	—

条	見出し	適合性に対する評価
第21条	安全回路	—
第22条	廃棄施設	<p>外観検査：壁、床、天井及び鋼製扉により外部と区画されていることを確認する。  鋼製扉について「保管廃棄施設」及び「許可なくして立入りを禁ず」と記載した標識が設けられていることを確認する。  施錠検査：鋼製扉が施錠できることを確認する。</p>
第23条	核燃料物質等による汚染の防止	—
第24条	遮蔽	—
第25条	非常用電源設備	—
第26条	警報装置等	—
第27条	多量の放射性物質を放出する事故の拡大の防止	—
第28条	電磁的記録媒体による手続	—

### 3. スケジュール

- ①対象施設である「廃棄施設(保管廃棄施設)」の追加に関連し、核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可申請を予定している(令和4年9月頃)。
- ②施設の変更の工事は、①の核物質防護規定の認可を受けてから実施する。
- ③②施設の変更時期が変動するため、使用前検査の実施時期は①認可受領後に調整する予定であり、使用前確認申請書の**使用前検査期日は1月中に実施する旨の記載とした**い。

	令和4年度				
	9月	10月	11月	12月	1月
①核燃料物質使用施設等核物質防護規定	認可申請 ●			→	認可受領 ◆
②保管廃棄施設の整備				●	◆ (標識の更新(認可後1週間))
③使用前検査、使用前確認			●	→	■ (使用前確認)
					● (使用前検査)